

3 職員

(1) 職員の配置

更生相談所には、所長及び事務職員のほか、市町村（その設置する福祉事務所を含む。以下同じ。）等に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村間の連絡調整、各種判定、相談等の専門的機能を維持するために身体障害者福祉司、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー、保健師又は看護師等の専門的職員を配置すること。この場合、職能判定員については心理判定員と兼務することも差し支えなく、また、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士についても、更生相談所の業務に支障がないときは、職務の共通する者について他の相談所、更生援護施設等と兼務すること等も差し支えないこと。

なお、ここで示す専門的職員の配置基準は、標準的な考え方を示すものである。

(2) 職員の資格

所長及び所員（事務職員を除く。）の資格は、次のとおりとする。

ア 所長は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

(ア) 医師

(イ) 社会福祉事業に従事する者として五年以上その職務を行い、所長として必要な学識経験を有する者

(ウ) 身体障害者福祉司として三年以上の経験を有する者

(エ) 心理判定員又は職能判定員の資格を有する者

(オ) 前各号に準ずる者であって、所長として必要な学識経験を有する者

イ 心理判定員、職能判定員は、次の各号のいずれかに該当する者であること。

(ア) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者

(イ) 身体障害者福祉司その他社会福祉事業に従事する者として二年以上その職務を行い、前号に準ずる学識経験を有すると認められる者

ウ ケース・ワーカーは、次の各号のいずれかに該当する者であること。

(ア) 身体障害者福祉司、社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者

(イ) 前号に準ずると認められる者

エ その他の専門職員については、それぞれの職種に関する資格又はそれに準ずる学識経験を有すると認められる者であること。

4 職務分掌

所長及び所員の職務分掌は、次のとおりとする。

(1) 所長

職員を指揮監督し、判定会議の議長となる等所務を統括し、運営全般についてその責を任ずること。

(2) 身体障害者福祉司

市町村等に対する専門的技術的援助及び助言や情報提供，市町村間の連絡調整，市町村職員に対する研修の企画運営等を担当すること。

(3) 医師

医学的判定を担当すること。

(4) 心理判定員

心理学的判定を担当すること。

(5) 職能判定員

職能的判定を担当すること。

(6) ケース・ワーカー

相談及び生活歴その他の調査を行うこと。

(7) 保健師又は看護師

医師の指示に従い，医学的判定等の業務に従事すること。

(8) 医療関連の専門職員

理学療法士，作業療法士，義肢装具士，言語聴覚士等医療関連の専門職員は，医師の指示に従い，医学的判定等の業務に従事すること。

(9) 事務職員

庶務，会計に従事すること。

第二 運営

1 業務の概要

更生相談所の業務は，概ね次のとおりである。

(1) 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務

(2) 身体障害者の医学的，心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務

(3) 市町村が行う援護の実施に関し，市町村に対する専門的な技術的援助及び助言，情報提供，市町村相互間の連絡調整，市町村職員に対する研修，その他必要な援助及びこれらに付随する業務

(4) 地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務

それぞれの業務の実施要領は，2から7に掲げるとおりである。

2 専門的相談指導業務

(1) 更生相談所においては，法第9条第5項の規定に基づき福祉事務所に身体障害者福祉司を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長の求めにより，身体障害者の相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを実施すること。

更生相談所における相談及び指導は，更生相談所に配置された専門的な知識及び技術を有する職員による相談及び指導並びにこれら職員の連携による総合的な相談及び指導を行

うことにより、身体障害者に対する適切な更生援護を確保することを目的とするものである。

(2) 更生相談所における相談及び指導は、身体障害者の支援目標を設定するために一定程度の時間をかけ、医学、心理学その他の専門的分野からの対処を行うものであり、次のような事例が考えられる。

ア 市町村における相談及び指導をもってしても、目標設定が困難であった者に対する相談及び指導

イ 心理的要因により市町村において対処することが困難なため専門的対応を要する相談及び指導

ウ 知的障害を伴うため、様々な評価判定により本人像を的確に把握する必要がある専門的対応を要する相談及び指導

エ 心理、社会、職業等各分野の技術職員により長期にわたる評価判定を行う必要がある等専門的対応を要する相談及び指導

(3) 更生相談所の相談及び指導の結果、市町村等関係機関における対応が必要な場合には、当該関係機関へ依頼する等の対応を行うこと。

3 判定業務

(1) 更生相談所の医学的、心理学的及び職能的判定業務等としては、概ね次のような業務を行うこと。

ア 市町村の長から市町村が扱うケースについて医学的、心理学的及び職能的判定を求められた場合に、これに応じること。

イ 市町村の長の求めに応じ、更生医療の要否を判定し、又は補装具の支給及び居宅生活支援費、施設訓練等支援費の支給決定（身体障害程度区分の決定又は変更を含む。以下同じ。）等について意見を提出すること。（国の設置する身体障害者更生施設等に係る意見の提出を含む。）

ウ 市町村が巡回して診査、更生相談を行う場合は、これと協力して相談を受ける身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

エ 更生相談所が行う判定業務については、判定についての記録及び基礎資料を整備しておくこと。

(2) 判定会議の要領

更生相談所における判定業務の処理については、判定会議を経て行うことを原則とすること。

ア 判定会議は所長が議長となり、すでにそのケースについての専門的判定を行った各職員が参加すること。また、市町村において社会的評価を行ったケースについては、原則としてその評価を行った担当者の参加を求めること。

イ 判定会議は、身体障害者に対する支援目標とその方法を明らかにするものであること。

ウ 支援目標とその方法を明らかにするに当たっては、客観的に妥当と考えられる内容について一致した見解をもって行うものであること。

エ 支援目標は、必ずしも固定的なものではないが、種々の条件を綿密に検討して現状において最も適切と考えられる判定を得るよう努めること。

(3) 判定業務の指標

ア 医学的判定

(ア) 原（傷）病名及び機能障害の現況の把握を行うこと。

(イ) 全身所見及び機能障害の現況とにより治療の要否、支援の目標を判定すること。

(ウ) 更生医療の要否を判定し、治療後において確保しうる動作能力の程度を予測すること。

(エ) 機能障害の状況並びに日常生活能力及び職業的作業動作能力の状況を勘案して補装具の処方を行い、又はその適合の状況を観察すること。

(オ) 医学的見地から、全身所見及び機能障害と就労が可能な職業との関係を判定すること。

(カ) 必要に応じ、日常生活能力及び職業的作業動作能力向上のための各種設備の改善方を判定すること。

イ 心理学的判定

(ア) 心理学的検査等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行うこと。

(イ) 心理学的見地から、その心理的諸特性に対応した指導及び適応訓練等の支援方策を明らかにすること。

(ウ) 心理学的検査等の結果に基づき、知的・精神状況を把握すること。

ウ 職能的判定

(ア) 動作能力や作業条件に対する適応力を判定すること。

(イ) 残存機能及び作業能力を把握し、就労可能性を判定すること。

(ウ) 心理学的諸検査に基づいて心理的諸特性を把握し、生活、環境及び障害を勘案して就労可能性を判定すること。

(エ) 就労に係る技能の修得可能程度を判定すること。

(オ) 就労を目的とした職業訓練、職業指導の適性を判定すること。

エ 総合判定

居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定に係る判定をするときには、医学的判定、心理学的判定及び職能的判定に社会的評価を勘案し、総合して行うこと。

(4) 国の設置する身体障害者更生施設等への入所に係る判定について

法施行規則第12条の3第2項の規定に基づき、市町村が、国の設置する身体障害者更生施設等への入所の要否に係る意見書の交付申請を行った身体障害者に対し、意見書を交付するに当たり、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合に、その求めに応

を通じて判定を行うこと。〔参考〕「身体障害者福祉法」第100条第2項

4 市町村等に対する専門的な技術的援助指導等の業務

(1) 市町村等に対する専門的な技術的援助指導等

ア 市町村による身体障害者に対する更生援護の適切な実施を確保するため、更生相談所においては、専門的な技術的援助指導として次のような業務を実施すること。

(ア) 援助の実施に関し、身体障害者福祉司を置いていない市町村及び福祉事務所を設置していない町村から技術的援助及び助言を求められた場合には、例えば、更生相談所の身体障害者福祉司自ら市町村に出向き、担当者に対し、個別のケースをはじめ種々の事項について直接専門技術的な援助及び助言を行うなど、地域の実情に応じ、工夫をこらした方法により、援助及び助言を行う。

(イ) 市町村の身体障害者福祉行政推進について都道府県福祉事務所から専門的技術的な援助及び助言を求められた場合には、身体障害者福祉司が中心となり、所内の専門技術職員との連携の下に適切な援助及び助言を行う。

(ウ) 更生援護施設に対し、入所者の支援、施設機能の地域社会への開放等について、地域の実情に応じた方法により、専門的技術的援助及び助言を行う。

(エ) 居宅支援事業所に対し、地域の実情に応じた方法により、身体障害者の居宅支援に係る専門的技術的援助及び助言を行う。

(オ) 補装具の処方及び適合判定に関する業務を適正に実施するため、補装具製作者等に対し、適切な指導を行うこと。

(カ) 障害の状況が同様である障害者に係る障害程度区分の結果が、決定を行う市町村により著しく異なることがないように、研修の実施等を通じて、市町村職員への技術的支援を行う。

イ 前項に定める業務を円滑に実施するため、必要な情報の収集及び提供に関し、概ね次に掲げる業務を行うこと。

(ア) 管轄区域内の市町村、更生援護施設等と定期的に情報の交換を行うなど、関係機関からの情報の収集を行うこと。

(イ) 収集した情報について、管轄区域の身体障害者の更生援護に必要な統計資料の整備を行うこと。

(ウ) 管轄区域内の市町村、更生援護施設、事業者等に対し、収集又は処理した情報を提供すること。

(2) 市町村相互間の連絡調整等

支援費制度では、利用者がサービスを選択することが基本であるが、施設サービスに関し、施設の定員を入所希望者が大きく上回っている場合には、施設が入所者を選別することなく施設の利用が円滑かつ公平に行われるよう、都道府県が施設の空き情報を入手した上で、施設や関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整を図る必要がある。更生

相談所は必要に応じて、専門的見地から都道府県の機関として、この調整に参画するものである。

5 巡回相談

(1) 巡回相談の目的

巡回相談は、市町村による援護の適切な実施の支援及び身体障害者の更生援護の利便のため、巡回して、医学的、心理学的及び職能的判定等を行い、その更生援護に必要な総合的相談に応じ、もって当該身体障害者の更生の方途を指導し、援護の万全を期することを目的とするものであること。

(2) 巡回相談実施上の留意点

ア 巡回相談は、更生相談所がこれを実施することとし、計画の策定に当たっては、都道府県本庁、市町村及び関係機関と十分協議のうえ、積極的な協力を求めること。

イ 巡回相談の実施に当たっては、その十分な実効を挙げるため、市町村及び関係機関との緊密なる協力体制を確保し、また、必要に応じ職業安定関係職員等を加え行うこと。

ウ あらかじめ管轄区域内の身体障害者の分布状況、巡回相談を必要とする状況、地理的条件等を考慮し、身体障害者が集まりやすい時期、場所を選び、実施すること。

(3) 巡回相談実施前の準備事項

ア 巡回地区の状況把握

巡回相談の対象となる地区内における障害別身体障害者数、身体障害者手帳交付状況、市町村別人口と障害者数の比率等その他参考となる統計資料を収集し、当該地区における身体障害者の状況をあらかじめ把握しておくこと。

イ 関係機関への連絡

必要に応じ、公共職業安定所、身体障害者福祉団体及び補装具製作関係者等に連絡を行い、出席を依頼すること。

ウ 事前周知

広報、パンフレットの作成等により対象地区内の身体障害者に対する周知徹底を図ること。

なお、会場の準備及び身体障害者に対する通知は、更生相談所と市町村が協議のうえ、原則として市町村が行うこと。

(4) 巡回相談後の対応

更生相談所の長は、必要に応じ巡回相談を受けた身体障害者の居住地の市町村に記録票の写しを送付する等の通報を行い、又は巡回相談の内容に従って速やかに必要な対応を講じるなど、巡回相談の実効を挙げるよう努めること。

6 地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務

身体障害者の更生援護を効果的かつ体系的に実施する上で、住みなれた地域で適切なりハビリテーションサービスが総合的に提供されることが重要であることから、管轄区域を単位

の)とした関係機関相互の連携の推進を図るため、概ね次の事業を実施すること。

- (1) 地域におけるリハビリテーションの推進に資するため、身体障害者の更生援護に係る支援技術等の調査研究を行い、その具体的な適用について市町村等に意見を述べ、又は報告書を作成及び公表すること。

(2) 在宅の身体障害者に対する訪問指導は、地域におけるリハビリテーションの推進において特に重要な分野であるが、専門的な知識及び技術を必要とするため市町村における対応が困難である場合は、市町村の長の求めに応じこれに協力すること。

- (3) 地域におけるリハビリテーション関係職員の資質向上を図るため、身体障害者の更生援護に係る各種研修(15条指定医研修等)を企画し、実施すること。

(4) 関係機関において、より効果的なサービスが提供されるよう、身体障害者の更生援護に関する事業に従事する者が参加するケース研究会を企画し、実施すること。

7 その他関連する業務

- (1) 都道府県本庁の求めに応じ、身体障害の障害等級の認定に関する医学的意見を述べること。

- (2) 就職あっせんに関する公共職業安定所への紹介

法第17条の2第1項第2号に規定する就職あっせんを必要とする身体障害者については、市町村の求めに応じ更生相談所において医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ公共職業安定所に紹介すること。この際、障害者職業センターとの連携に留意すること。

法第17条の2第1項第2号に規定する就職あっせんを必要とする身体障害者については、市町村の求めに応じ更生相談所において医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ公共職業安定所に紹介すること。この際、障害者職業センターとの連携に留意すること。

法第17条の2第1項第2号に規定する就職あっせんを必要とする身体障害者については、市町村の求めに応じ更生相談所において医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ公共職業安定所に紹介すること。この際、障害者職業センターとの連携に留意すること。

法第17条の2第1項第2号に規定する就職あっせんを必要とする身体障害者については、市町村の求めに応じ更生相談所において医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ公共職業安定所に紹介すること。この際、障害者職業センターとの連携に留意すること。

法第17条の2第1項第2号に規定する就職あっせんを必要とする身体障害者については、市町村の求めに応じ更生相談所において医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ公共職業安定所に紹介すること。この際、障害者職業センターとの連携に留意すること。

法第17条の2第1項第2号に規定する就職あっせんを必要とする身体障害者については、市町村の求めに応じ更生相談所において医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ公共職業安定所に紹介すること。この際、障害者職業センターとの連携に留意すること。

法第17条の2第1項第2号に規定する就職あっせんを必要とする身体障害者については、市町村の求めに応じ更生相談所において医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要に応じ公共職業安定所に紹介すること。この際、障害者職業センターとの連携に留意すること。

3———身体障害者更生相談所の運営について

(昭和61年5月1日 社更第89号
各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生省社会局長通知)
注 平成11年3月31日障第216号改正現在

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条に基づく身体障害者更生相談所の設置及び運営については、昭和60年9月20日社更第126号本職通知「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」により行われているところであるが、身体障害者の障害の重度化及び多様化に伴い、従来にも増して身体障害者更生相談所の機能強化と活性化が求められていることに鑑み、今般、身体障害者更生相談所の業務の一層の充実強化及び身体障害者手帳の交付の適正な実施を図るため、別紙のとおり「地域リハビリテーション推進事業、人工透析審査委員会設置事業、障害程度審査委員会設置事業の実施要綱」を定めたので、了知の上、当該事業の実施について管下身体障害者更生相談所を指導されたい。

なお、昭和59年5月10日社更第71号本職通知「身体障害者更生相談所の運営について」は廃止する。

(別紙)

地域リハビリテーション推進事業、人工透析審査委員会設置事業、障害程度審査委員会設置事業実施要綱

第一 地域リハビリテーション推進事業

1 地域リハビリテーション協議会の設置運営

(1) 目的

身体障害者の更生援護に係る各機関が、相互の有機的連携の下に的確な評価判定等を行うような運用を確保するため、都道府県・指定都市の圏域を単位とする関係機関との連絡協議を行う地域リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）を設け、情報交換を行う等により身体障害者に対する一貫したリハビリテーション活動を推進することを目的とする。

(2) 実施機関

協議会は、身体障害者更生相談所がこれを設置及び運営するものとする。

(3) 協議会は、概ね次に掲げる諸機関の職員で構成するものとする。

医学的領域：病院、保健所、補装具製作施設

社会福祉的領域：市町村（市町村の設置する福祉事務所を含む。以下同じ。）、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、児童福祉施設、社会福祉協議会、都道府県の関係行政機関

職業的領域：職業安定所，心身障害者職業センター，身体障害者職業訓練校

教育的領域：盲学校，ろう学校，養護学校，各教育委員会

その他の領域：社会保険事務所，労働基準監督署，住宅担当部局，その他

(4) 協議会の事業内容

協議会には総会のほか，次に例示するような専門部会を設け，情報交換等を行うことにより各事業実施主体の事業推進に資するものとする。

ア 地域ケア専門部会

在宅の中途障害者に関し，日常生活活動や健康管理等に関する情報を交換し，処遇方法を検討する。

イ 養護学校の卒業対策専門部会

卒業後の進路等に関する情報交換を行い，適切な施設，住宅サービス等の方法を検討する。

ウ 就職促進専門部会

在宅障害者及び施設入所者の求職情報の交換を行う等，就職促進の方法を検討する。

エ 補装具適正化専門部会

各制度間の調整及び補装具製作販売業者との協議を通じ，給付の適正化を図る。

2 リハビリテーション関係職員の研修の実施

(1) 目的

管内（当該身体障害者更生相談所が管轄する区域をいう。以下同じ。）におけるリハビリテーション関係機関に従事する職員の資質向上を図るため，必要な研修を行うことを目的とする。

(2) 実施機関

研修は，都道府県・指定都市本庁と協議の上，身体障害者更生相談所が行う。

(3) 研修の対象及び方法

ア 対象者

(ア) 身体障害者福祉行政に従事する市町村職員

(イ) 身体障害者更生援護施設職員

(ウ) 身体障害者相談員

(エ) その他

イ 方法

(ア) 研修計画の立案及び実施に当たっては，都道府県・指定都市本庁と十分な連携を図るものとする。

(イ) 研修については，協議会の活動の一環として運営することも検討するものとする。

3 調査研究の実施

(1) 目的

リハビリテーション技術に関する専門家集団としての処遇現場における研究を積極的に進めるとともに、リハビリテーション行政推進に関して意見を具申することを目的とする。

(2) 実施機関

調査研究は、身体障害者更生相談所が行うものであるが、内容によっては、都道府県・指定都市本庁と協議の上行うものとする。

(3) 調査研究の内容及び方法

ア 内容

調査研究は、処遇技術及び行政推進の資料に資するため、次の事項について調査研究を行うものとする。

- (ア) 管内におけるリハビリテーション関係施設・機関の在り方に関する調査研究
- (イ) リハビリテーション関係情報処理システムに関する調査研究
- (ウ) 医学的、心理学的及び社会的処遇技術に関する実践研究
- (エ) 福祉機器の開発応用に関する研究
- (オ) その他必要な研究

イ 方法

- (ア) 調査研究は、身体障害者更生相談所独自の立案によるものとするほか、都道府県・指定都市本庁からの委託によるものとする。
- (イ) 調査研究の成果について、報告書をまとめるものとする。
- (ウ) 調査研究の実施に当たっては、協議会の活動内容の一環として行うことも検討するものとする。

4 訪問指導の実施

在宅の身体障害者に対する訪問指導は、身体障害者更生相談所の地域リハビリテーション活動として一層重要視される分野であることから、その実施に当たっては、「身体障害者更生相談所設置運営基準」（平成5年3月31日社援更第107号社会・援護局長通知「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」の別紙）の第二の5及び「在宅重度身体障害者訪問審査実施要綱」（昭和46年5月4日社更第54号本職通知）を有効に活用するものとする。

第二 人工透析審査委員会設置事業

1 目的

人工透析に関する更生医療の給付決定に伴う審査の適正を期するため、身体障害者更生相談所に人工透析審査委員会（以下第二において「審査委員会」という。）を設置し、更生医療の可否を審査するとともに、更生医療指定医療機関に対する指導・検査の充実を図ろうとするものである。

2 審査委員会の構成及び身分

(1) 構成

審査委員会の委員は、身体障害者更生相談所長のほか、人工透析療法に精通した医師(大学附属病院、臨床研修指定病院又は、これらに準ずる病院の医師、県医師会の理事等) 3人以上をもって構成するものとする。

(2) 身分

都道府県知事又は指定都市市長は、審査委員会委員を身体障害者更生相談所の嘱託医師として任命するものとする。

3 審査委員会の開催

審査委員会は、必要に応じ身体障害者更生相談所長が適宜開催することとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、各委員の持ち回り審査で処理することができるものとする。(持ち回り分は次回の審査委員会で再審査する。)

4 審査内容

審査委員会の審査内容は次のとおりである。

(1) 人工透析を開始又は継続することの妥当性

(2) 人工透析の開始時期

5 審査の対象者

(1) 新たに人工透析を受けなければならなくなったため更生医療の給付を申請した者とする。

なお、現に健康保険法、生活保護法等により人工透析を受けている者であって、中途から更生医療の給付を申請したものを含むものとする。

(2) 更生医療により、透析療法を継続している者については、原則として年1回審査の対象とする。

6 申請処理手続

(1) 市町村長は、人工透析の申請があった場合、速やかに次の書類を添付して、身体障害者更生相談所に提出し、更生医療の要否の判定を受けなければならない。

ア 更生医療審査(判定)依頼書;
イ 病状の現症及び診療の経過を明らかにできる書類(様式は、審査委員会の意見により定めたものとする。)

(2) 市町村長は、審査委員会の判定を経なければ、事前に更生医療の給付を決定してはならないこととする。ただし、緊急に人工透析を必要とする者については、事後判定で差し支えないものとする。

7 指導監査

都道府県知事及び指定都市市長は、管内の更生医療指定医療機関に対し「更生医療指定医療機関指導監査要綱」(平成5年3月30日社援更第89号社会・援護局長通知「更生医療の給

付について」の別添)に基づき、指導監査班をして実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができるが、指導監査班の編成に当っては必要に応じ審査委員会委員を参加させるものとする。

第三 障害程度審査委員会設置事業

1 目的

都道府県知事が身体障害者手帳の交付事務を行うに当たり、特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、審査を行うための機関として身体障害者更生相談所に障害程度審査委員会(以下第三において「審査委員会」という。)を設置し、身体障害者手帳の交付の適正を期することを目的とする。

2 審査委員会の構成

審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 身体障害者更生相談所長

(2) 各障害種別の担当医師

(身体障害者更生相談所の職員たる医師又は嘱託医師とする。)

3 審査委員会の開催

審査委員会は、都道府県知事の依頼による審査すべき案件の状況に応じて、身体障害者更生相談所長が適宜開催する。

なお、審査委員会は、身体障害者更生相談所長及び審査すべき案件を直接担当する医師のみをもって開催して差し支えないものとする。

4 審査の案件及び事項

審査委員会が審査する案件及び事項は、都道府県知事から依頼のあった案件及び事項とする。

4 補装具種目・種類，適応例の概要

補装具名	対象となる障害	障害の状態	種目・種類等	適応例
義肢	上肢機能障害 下肢機能障害	上肢が切断された状態 上肢が欠損した状態 (先天性)	義手	<p>装飾用は、外観の復元を主体にしたもので、全ての切断者に適応となる。作業用は、農耕、山林作業や工業関係の重作業に適するように作られたもので、これらの作業をする者等に適応となる。能動式は手先部分が随意に開閉するもので、摘み動作が可能となる。反対側の上肢が健康である場合、健康肢の方で代償するため能動義手は両上肢の手掌部がない者以外、必要性は低下する。</p>
			肩義手	<p>肩甲胸郭切断、肩関節の離断、上腕の極短端切断者が適応となる。切断肢の機能が用廃し義手の装置による機能の改善は希薄であるため、多くは装飾用が必要とされる。重量や外観の点から骨格構造義肢が適当である。まれに使用目的により能動式、作業用が必要となる。</p>
			上腕義手	<p>上腕切断者が適応となる。切断肢の残存機能が少ないことにより義手装置による機能の改善は希薄である。このため、多くは装飾用が必要とされる。重量や外観の点から骨格構造義肢が適当である。まれに使用目的により能動式、作業用が必要とされる。</p>
			肘義手	<p>肘関節離断者や肘関節近位での切断者が適応となる。切断肢の残存機能がそれほど多くはないため、多くは装飾用が必要とされる。骨格構造はない。まれに使用目的により能動式、作業用が必要とされる。</p>
			前腕義手	<p>前腕切断者が適応となる。切断部位的に切断肢の残存機能が多く、義手装置により作業が容易になりやすいので、装飾用に加えて作業用も多く必要とされる。使用目的により、まれに能動式が処方される。骨格構造義肢は外見上のメリットはあるが、重量的には骨格構造との違いはあまりない。</p>
			手義手	<p>手関節離断、又は手根骨部を残した手部の切断者が適応となる。多くは装飾用で、使用目的によりまれに作業用が処方される。なお、手義手には骨格構造のものはない。</p>
			手部義手	<p>一部の指の残存した手掌部の切断者が適応となる。多くは装飾用で、使用目的によりまれに作業用が必要となる。なお、手部義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。</p>
			手指義手	<p>基節骨を残した指の切断者が適応となる。多くは装飾用で、まれに使用目的により作業用が必要となる。なお、手指義手には、骨格構造のもの及び能動式のものはない。</p>

補装具名	対象となる障害	障害の状態	種目、種類等	適応例
義肢	上肢機能障害 下肢機能障害	下肢が切断された状態 下肢が欠損した状態 (先天性)	義足	<p>作業用とは農耕作業、その他の重作業に適用する義足であり、具体的には鉄脚やドリリング一足部を取り付けた義足で極めてまれにしか必要とされない。常用とは作業用以外のもので、重作業以外を行う職業や日常生活に使用する義足である。</p> <p>股義足</p> <p>股関節離断、股関節近位の切断者が適応となる。ソケットの遠いから普通型とカナディアン式がある。普通型は主として受皿式ソケットが用いられる。受皿式ソケットは洋皿形の浅いソケットで義足の懸垂や体重支持の面であまり効果的ではないため、長年この型を使用して他の形式に変更できない者が適応となる。新規の切断者には義足を懸垂しやすく骨盤を包み込む形式のソケットであるカナディアン式が適応となる。カナディアン式には骨格構造と殻構造があるが、外觀や重量の面から骨格構造が適当である。</p>
			大腿義足	<p>大腿切断者が適応となる。ソケットの形式は差込式と吸着式がある。差込式は肩吊帯等の懸垂装置が必要となるが、吸着式は陰圧を利用して懸垂するため特別な場合を除き懸垂装置が不要となる。差込式は、長年差込式を使用して他の形式に変更ができない者が適応となる。新規の切断者は、主に吸着式が適応となる。しかし、断端部に痙痕があったり、筋の萎縮が著しく、骨の突出があるなど、十分な陰圧を利用できない者については、差込式の適応となる。外觀や重量の面から骨格構造が適当である。作業用があるが、常用が使用されることが多い。</p>
			膝義足	<p>股関節離断、膝関節近位の切断者が適応となる。基本的にソケットは差込式である。外観的な面からは、骨格構造が適当である。作業用があるが、常用が使用されることが多い。</p>
			下腿義足	<p>下腿切断者が適応となる。ソケットの形式としては、差込式、PTB式、PTS式、KBM式がある。差込式は長年差込式を使用して他の形式に変更ができない者が適応となり、新規の切断者については、ほとんど適応とならない。しかし、断端の体重支持部に痙痕のある者や重作業をする者、極短断端の者については、新規の切断者でも適応となる。PTB式は多くの下腿切断者が適応となるが、膝関節の安定性に問題がある者や、短断端には不適である。PTS式は、短断端や膝関節の安定性に問題がある者に適している。KBM式は、短断端には適さないが膝関節の安定性のない者に適している。この義足の骨格構造は外見上のメリットはあるが、重量的には、殻構造との違いはあまりない。作業用があるが、常用が使用されることが多い。</p>
			サイム義足	<p>サイム切断、足関節離断等の者が適応となる。下端部に骨の膨盛があ</p>

				<p>るため、装着できるようにソケットの一部に窓を開けている有窓式である。「補装具の種類、受託報酬の額等に関する基準」(昭和48年5月16日厚生省告示第171号)では、下腿義足に含まれる。骨格構造もあるが、外観、重量とも股構造との違いはない。作業用があるが、常用が使用されることが多い。</p>
果義足				<p>ピロゴフ切断、ポイド切断等、踵の下から踵にかけての切断者が適応となる。断端が長いので完成用部品の足部は使用できないため、軟性発泡樹脂で個別に成形された足部を使用する。なお、果義足には、骨格構造のもの及び作業用のものはない。</p>
足根中足義足				<p>シヨバール切断、リスフラン切断等、踵から前足部にかけての切断者が適応になる。形式としては鋼板式と足袋式がある。なお、足根中足義足には、骨格構造のもの及び作業用のものはない。</p>
足指義足				<p>足指切断者が適応となる。なお、足指義足には、骨格構造のもの及び作業用のものはない。</p>
肩装具			<p>上肢装具</p>	<p>ポリオ、靭帯損傷等で筋力の低下や変形が生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等が適応となる。支持を要する関節により種類が決定される。</p>
肘装具				
手背屈装具				<p>脳血管障害、神経損傷等で手関節に掌屈拘縮がある者等が適応となる。</p>
長対立装具				<p>脳血管障害、慢性関節リウマチ等で母指での対立動作が困難な者が適応となる。手関節の安定性が高い場合には短対立装具が使用され、安定性が低い場合に長対立装具が使用される。</p>
短対立装具				
把持装具				<p>頸髄損傷等で手指の筋力に高度の低下がある者で、把持装具の使用によって把持(つまみ)動作が可能になる者等が適応となる。</p>
MP 屈曲装具				<p>脳血管障害、慢性関節リウマチ等でII～V指のMP関節の運動性が低い者等が適応となる。MP関節の動作を補助する方向により種類が決定される。</p>
MP 伸展装具				
指装具				<p>靭帯損傷、慢性関節リウマチ等により、指節間関節の筋力低下や変形が生じ、関節の安定性や運動性に欠ける者等に適応する。</p>
B.F.O.				<p>頸髄損傷、筋萎縮性側索硬化症等により上肢筋力に高度の低下が見られ、B.F.O.の使用によって食事等の目的動作が可能になる者等が適応となる。</p>
股装具			<p>下肢装具</p>	<p>股関節の安定性が不良で、運動制限しなければならない者等が適応となる。</p>
上肢機能障害	上肢に筋力低下や変形拘縮等がある状態			
下肢機能障害	下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態			

補装具名	対象となる障害	障害の状態	種目、種類等	適応例
装具	下肢機能障害	下肢に筋力低下や変形拘縮・疼痛等があり、歩行能力の低下した状態	下肢装具	ポリオ、背髄損傷等で下肢による支持性をほとんどなくした者等が適応となる。
			膝装具	膝関節の動揺、膝反張のある者等が適応となる。
			短下肢装具	脳血管障害、ポリオ、背髄損傷等で足関節の支持性が低下している者等が適応となる。
			ソイスター	下肢に内旋又は外旋がある者あるいは歩行時に内旋又は外旋が出現する者等が適応となる。
			足底装具	脳性麻痺などで足部に変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり下肢のアライメントが不良の者等が適応となる。
			靴型装具	脳性麻痺による足部の変形がある者、脚長差のある者、O脚X脚等があり下肢のアライメントが不良の者、リウマチによる疼痛がある者等が適応となる。
	体幹機能障害	体幹に筋力低下や変形拘縮があり、座位又は歩行が困難な状態	体幹装具	カリエス、背髄損傷、ポリオ等による体幹筋力低下、変形があり、脊柱の固定、支持を必要とする者等が適応となる。固定、支持を必要とする部位に合わせて種類が決定される。
			頸椎装具	脊柱に側弯変形がある者等が適応となる。
			胸椎装具	
			腰椎装具	
			仙腸装具	
			側弯矯正装具	
備考				
座位保持装置	体幹機能障害	自力での座位又は長時間の座位が困難な状態	(種類はない)	脳性麻痺、筋ジストロフィー等により体幹筋力の低下や体幹変形が著しい者が適応となる。
車いす	下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害	歩行不能な状態 歩行可能だが、耐久性に欠ける状態	車いすは、基本的な構造の違いにより体系的に背もたれの角度が変えられない非リクライニング式に分けられる。リクライニング式は体幹の支持性の低下等により背もたれの角度を変えなければ座位保持が困難な者が適応となり、非リクライニング式はそれ以外の者が適応となる。 また、基本的な製作行程の違いにより、レディメイドとオーダーメイドとに分けられる。レディメイドとは、メーカーにより標準化された既成のサイズの部品を組み立てて製作するものであり、オーダーメイドとは、障害の状態や体型、生活環境等により既成のサイズの部品では適合しない場合に、特定の個人に適合するように部品のサイズを変えて個別に新たに製作するものである。	
			普通型	両上肢又は片上下肢で駆動できる者が適応となる。座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。

	<p>手動リフト式普通型</p> <p>前方大車輪型</p> <p>片手駆動型</p> <p>レバー駆動型</p> <p>手押し型</p>	<p>非リフト車いすへの乗降が困難な者で手動リフト式普通型の使用により乗降が自力で可能となる者、又は車いすへの乗降が自力で可能であるが、座席を昇降することにより、日常生活動作・職業生活動作等の改善が図られる者が適応となる。基本的な構造として、リクライニング式はない。</p> <p>肩関節等に運動制限、筋力低下等があり、普通型では十分な駆動力が得られない者が適応となる。座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。</p> <p>片上肢・両下肢機能障害で、片上肢でしか駆動できない者が適応となる。片手駆動型では、座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。レバー駆動型には、基本的な構造として、リクライニング式はない。</p> <p>上肢での駆動が不能な者、又は下肢でしか駆動できない者が適応となる。座位保持の状態によりリクライニング式が必要となることがある。</p>
<p>備考：付属品としてクッション、フロアテーションパンパット、円座（特殊な空気室構造のもの）があり、知覚障害のレベル等によりそれぞれものが適応となる。また、座位姿勢を良好に保つためにクッションが必要となることもある。</p>	<p>電動車いす</p> <p>普通型</p> <p>手動兼用型（切替式）</p> <p>手動兼用型（アシスト式）</p> <p>電動リフト式普通型</p> <p>電動リクライニング式普通型</p>	<p>歩行が不能又は困難な者で、かつ手動車いすの駆動が不能又は著しく困難な状態（地理的環境を含む）</p> <p>手動車いすの駆動が困難であるが、電動車いすの操作は自力で可能な者が適応となる。なお、時速4.5キロメートルのもの、時速6キロメートルのものがある。リクライニング式が必要になることがある。</p> <p>手動車いすの駆動は両上肢や片上下肢で可能であるが、生活圏の坂路や悪路で手動車いすの駆動が著しく困難な者が適応となる。</p> <p>手動車いすの駆動は両上肢で可能であるが、生活圏の坂路や悪路で手動車いすの駆動が著しく困難な者が適応となる。</p> <p>手動リフト式普通型車いすへの乗降が困難な者で、電動リフト式普通型の使用により自力で乗降が可能となる者が適応となる。</p> <p>頸髄損傷で低血圧性発作を起しやすいや、又はリウマチ性の障害等により四肢や体幹に著名な運動障害があつて座位を長時間保持できない者が適応となる。</p>
<p>備考：付属品としてクッション、フロアテーションパンパット、円座（特殊な空気室構造のもの）があり、知覚障害のレベル等によりそれぞれものが適応となる。また、座位姿勢を良好に保つためにクッションが必要となることもある。</p>	<p>頭部保護帽</p> <p>下肢機能障害</p> <p>体幹機能障害</p> <p>平衡機能障害</p>	<p>起立・歩行時に転倒し頭部外傷の危険性がある者等が適応となる。既製品で対応可能な者についてはレディメイドが適応となり、既製品では対応できない者がオーダーメイドの適応となる。</p> <p>レディメイド</p> <p>オーダーメイド</p>

補装具名	対象となる障害	障害の状態	種目、種類等	適応例
歩行器	下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害	歩行障害があり、支 持が必要な状態	四輪型（腰掛つき）	把持能力の不十分な者が適応となる。立位耐久性が著しく低い者には 腰掛つきが適応となる。段差がある環境では使用困難である。
			四輪型（腰掛なし）	
			三輪型	
			二輪型	
			固定型 交互型	
歩行補助つ え	下肢機能障害 体幹機能障害 平衡機能障害	歩行障害があり、支 持が必要な状態	つえ	軽度のバランス能力の低下が認められ、握力は比較的良好に保たれた 者が適応となる。
			松葉づえ	
			カナディアン・クラッチ	
			ロフストランド・クラッチ	
			多点杖	
盲人安全つ え	視覚障害	視力の低下、視野狭 窄がある状態	普通用	視力の低下や視野狭窄により、盲人安全杖がなければ歩行の安全を 図れない者が適応となる。棒状のつえ（直杖）で耐久性、伝達性に優れ た普通用と、折りたたみ式やスライド式等の特殊機構をもつ携帯用と がある。生活状況や使用目的により、種類が決定される。
			携帯用	
義眼	視覚障害	無眼球や眼球萎縮又 は角膜に白斑がある 状態	普通義眼	無眼球や、眼球萎縮のために義眼を必要とする者等で、眼窩の状態が 普通義眼（既製品）に適合する者が適応となる。
			特殊義眼	
			コンタクト義眼	
眼鏡	視覚障害	視力の低下、視野狭 窄がある状態	矯正眼鏡	屈折異常や、無水晶体眼等により視力低下があり、矯正眼鏡にて視力 が改善される者が適応となる。
			コンタクトレンズ	
			弱視眼鏡	矯正眼鏡、コンタクトレンズを使用しても矯正ができない場合に、物 体を拡大して見る必要のある者が適応となる。掛けめがね式と焦点調

			焦点調節式	節式とがある。掛けがね式は主に近用として使用され、遠用の適応は少ない。焦点調節式は、望遠鏡型主に遠用に使用される。倍率は一般的に2倍であるが、3倍以上の高倍率のものもある。高倍率は、職業、教育等に必要となる者が適応となる。	
		遮光眼鏡		網膜色素変性症で羞明やコントラストの喪失を緩和する必要がある者が適応となる。	
		色めがね		眼部の変形や外見上の理由により必要とする者が適応となる。	
点字器	視覚障害	視力の低下、視野狭窄がある状態	標準型 携帯用	視力の低下や視野狭窄により、文字の読み書きが困難になっている者が適応となる。標準型(32マス18行)と携帯用(32マス4行)がある。点字習得の状態や生活状況、使用目的により、種類が決定される。	
補聴器	聴覚障害者	会話や音の聴取が困難な状態	気導型	標準型箱形 高度難聴用箱形	補聴器により会話あるいは音の聴取が可能で、箱形を希望する者が適応となる。なお、装着耳の聴力レベルが90デシベル以上の者、あるいは90デシベル未満であるが語音明瞭度が低下し標準型では会話の聴取が困難な者には高度難聴用が適応となる。
			骨導型	標準型耳掛形	補聴器により会話あるいは音の聴取が可能で、就学や就労等により箱形ではコードが邪魔になる者等が適応となる。なお、装着耳の聴力レベルが90デシベル以上の者、あるいは90デシベル未満であるが語音明瞭度が低下し標準型では会話の聴取が困難な者には高度難聴用が適応となる。また、高度難聴用耳掛形を使用する者で、一斉授業のように遠いところからの会話を聴取する必要のある場合は、FM型の適応となる。
				挿耳形(レディメイド)	耳介の欠損や変形等により耳掛形の使用が困難な者が適応となる。なお、障翳の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な場合は、オーダーメイドとなる。
				挿耳形(オーダーメイド)	
			骨導型箱形	耳漏が著明の者、又は外耳道閉鎖症等を有する者で気導型の使用が困難な者で、箱形を希望する者が適応となる。	
骨導型眼鏡形	気導型の使用が困難で、就学や就労等により箱形ではコードが邪魔になる者が適応となる。				
備考：気導型の箱形あるいは耳掛形を使用する者で、外耳道の変形等により既成の耳栓では適合しない者には、付属品としてのイヤーマールドが必要となる。					
人工喉頭	音声・言語障害	無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することなどが困難な状態	電動式 笛式	疾病により喉頭を摘出した者、発声に關与する筋肉に麻痺が生じた者等で、発声困難な者が適応となる。現在では電動式が多く使用されており、笛式はほとんど使われていない。笛式は、長年笛式を使用して、電動式への変更が困難な者が適応となる。	

補装具名	対象となる障害	障害の状態	種目、種類等	適応列
収尿器	膀胱機能障害	排尿のコントロールが困難な状態 尿路変更のストマを 追設した状態	男性用 女性用	二分脊椎による神経因膀胱で排尿のコントロールが困難な者、又は尿路変更のストマを造設し、カテーテルを使用している者等が適応となる。なお、性別により男性用と女性用がある。
備考：膀胱機能障害では身体障害者手帳に該当しないが、脊髄損傷等による下肢機能障害等の随伴症状として神経因膀胱による排尿のコントロールが困難な者は収尿器の適応となる。				
ストマ用装具	膀胱機能障害 直腸機能障害	ストマを造設した状態	蓄便袋 蓄尿袋	人工肛門のストマを増設した者が蓄便袋の適応となり、尿路変更のストマを造設した者が蓄尿袋の適応となる。